

介護保険関係条例制定のためのパブリックコメントの実施について

1 条例制定の目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い「介護保険法」が改正され、国が定めていた介護保険サービスの事業に関する基準などを県や市が条例で定めることになりました。

このため、市が指定権者となっている「地域密着型サービス」の事業に関する基準条例を平成 25 年 4 月 1 日までに制定します。

2 規定する内容について

- ・地域密着型サービスに従事する従業者の員数
- ・地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- ・地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数
- ・地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- ・地域密着型特別養護老人ホーム（小規模特養）の入所定員
- ・地域密着型サービスの事業の指定に関する法人格の有無
- ・地域密着型介護予防サービスの事業の指定に関する法人格の有無

3 条例制定の方針について

居室の面積、利用定員などは、国の基準に「従うべき基準」で異なる内容を定めることはできません。

その他の地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許される基準も、特段の事情、地域性がないことから、国の基準（省令）に沿って基準条例を制定する方針です。

4 パブリックコメント（意見募集）の実施について

条例制定にあたっては、牧之原市自治基本条例の趣旨に基づいて、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

(1) 対象者

市内在住の人。市内に在勤、在学の人。

(2) 募集期間

10 月 22 日（月）から 11 月 21 日（水）まで。

(3) 条例案公表場所

高齢者福祉課、情報公開コーナー、市ホームページ。

(4) 意見提出方法

条例案公表場所に置かれている提出用紙に記入の上、高齢者福祉課に直接または郵便、ファックス、電子メールで提出。

(5) 結果の公表

12月に結果の公表を予定しています。

なお、意見が提出された場合は、国の基準と異なる規定の必要性などを「介護保険事業計画等策定懇話会」などで検証し、条例の整備を進める予定です。

5 今後の予定について

- (1) 平成24年10月22日（月）～11月21日（水）
パブリックコメントの実施（市民からの意見募集）。
- (2) 平成24年11月～12月
パブリックコメントの内容を反映した条例（案）の作成。
- (3) 平成25年2月
市議会定例会へ上程。
- (4) 平成25年4月
条例施行。